



農業振興センターからのお知らせ

電気柵の安全対策について

7月19日午後、静岡県西伊豆町において、電気柵の電気に感電して、2人が死亡、5人が重軽傷を負う事故が発生しました。

事故の原因は、家庭用コンセントの交流100Vを、変圧器を用いて400Vまで昇圧させ、かつ、漏電遮断装置（ブレーカー）等の安全確保のための設備が全く設置されていない、自作の電気柵によるものでした。

兵庫県でも、平成21年に南あわじ市で、自作の電気柵による死亡事故が発生しています。

それを受けて、農業振興センターでは、急ぎ、下記の対応を行いました。

- ① 経済産業省発行のパンフレットによる注意喚起（隣保回覧による）
- ② 各集落において、下記の安全対策がなされていない電気柵の存在についての調査
⇒ 北区・西区での存在は報告がありませんでした。

安全確保のために遵守すべき事項

- ① 周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。
- ② 電気柵の電気を30V以上の電源（コンセント用の100V等）を供給する時は、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用すること。



また、危険防止のために、15mA以上の漏電が起ったときに、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器（ブレーカー）を設置すること。

- ③ 容易に開閉できる箇所に、専用の開閉器（スイッチ）を設置すること。

※ 法令を守って適正に設置された電気柵は、決して危険なものではありません。みなさまのご理解をよろしくお願いいたします。

28年度 電気柵設置補助の募集について

神戸市では、国の交付金制度を活用し、農会、自治会、営農組合などの集落単位で、イノシシ等の侵入防止柵を設置する場合に、柵の材料費の一部を補助する事業を実施しています。（9/25 締切）

※27年度分の募集は終了しています。

- (1) 事業実施主体
農会、自治会、営農組合等
(受益戸数3戸以上。個人での申し込みはできません。)
- (2) 補助の対象
事業実施主体の自力施工による柵の材料費
(国が定める上限単価の範囲内)
- (3) 補助率
最大85%を予定しておりますが、国の交付額によって変動します。場合によっては、事業量の縮小、または翌年度以降への先送りをお願いする場合がありますので、ご承知おきください。



「有害鳥獣対策研修会」を開催します

兵庫県森林動物研究センター（丹波市）の森林動物専門員による、有害鳥獣の生態や捕獲に関する研修会を開催します。ふるってご参加ください。

日時：平成27年8月31日（月）

13:30～15:00

場所：神戸ワイナリー（農業公園）大ホール

内容：1. 神戸市の有害鳥獣対策について
2. イノシシ・アライグマの生態および被害対策について

※有害動物についての各種お申込み・お問い合わせは、農業振興センターまでご連絡ください。

担当：ふる里振興係 TEL 975-6845



※神戸市内で捕獲された、推定体重160kgのイノシシのはく製（兵庫県森林動物研究センター 所蔵）

トピックス

「神戸アグリインバウンド推進プロジェクト・モニタリング」

(7月24日:押部谷果樹団地)

神戸の観光農業に関するインバウンド集客（外国人旅行者誘致）の一策として、神戸市在住の5か国の外国人モニター（タイ、中国、台湾、フランス・アメリカ）の方々を対象に、モニタリング（感想・評価の調査）を行いました。

モニターの皆さんには、スイートコーンの収穫体験と、押部谷果樹団地の桃をご賞味いただき、それぞれ感想をうかがいました。



寄せられた感想としては・・・

「生のトウモロコシは初めて食べたが、この甘さは初めての経験。果実のようだ。」

「桃もとてもおいしかった。」

「農家の話がとても興味深く、感動した。」

「すぐ近くに、農産物をおいしく調理してくれるレストランがあればよい。」

といった声が寄せられました。

その一方で、

「自国へのおみやげとしては重いので不適。検疫で自国へは持ち込めないのではないか。」

といった意見もあり、課題も浮き彫りになりました。

今回の結果を踏まえ、さらに検討を重ね、神戸の農業の新たな魅力の発信に努めてまいります。

「ため池・田んぼ探検隊」水辺の生き物調査

(7月19日:神出東)

神出東里づくり協議会では、「ため池・田んぼ探検隊」と称し、稲作体験をはじめ年間を通じて、各種のふれあいの場を、都市住民のみなさんに提供しています。

今年で14年目を迎え、継続参加の家族も多く毎年300人もの参加申し込みがあり、地域の人のご苦勞とともに定着しています。

今年は年間4回を予定しており、7月19日に、第2回目として「水辺の生き物調査」を実施しました。

当日は、講師の石川喜朗先生（和田岬小教）のご指導のもと、農業用排水路に生息する生き物を観察・採取しました。

参加者の子どもからは、生き物の名前や生存している姿・飼養方法など活発な質問があり、先生からは、採取生物は他地域で放流せず、最後まで面倒を見ることが大切と、種の保存面からの注意もありました。

閉会したあとも、地域の用水を熱心に観察する家族の姿も見られ、農村風情を満喫する実り多い一日となりました。



シリーズ「共生ゾーンと里づくり」①

神戸市では、平成8年に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を制定しました。

条例では、市街化調整区域のうち、一部の「緑地の保全区域等」を除く、農村環境の整備等を図るべき区域を「人と自然との共生ゾーン」として指定しています。

条例の役割は、「秩序ある土地利用の推進」「里づくり計画の策定と実践」「農村景観の保全及び形成」を行うことにより、農村環境の整備を行い、自然と調和し、快適で魅力あふれる農村空間の実現を目指しています。



残暑お見舞い申し上げます

まだまだ暑さ厳しい日が続きます。

どうかみなさま、農作業の際は小まめに水分補給を行い、しっかりと熱中症対策・

体調管理につとめていただき、安全・安心な作業をお願いいたします。



農業振興センター